

# 令和8年度青森県りんご栽培面積のデジタル調査モデル実証業務仕様書

## 1 目的

青森りんごの生産情報を解像度高く把握し、生産・販売対策の戦略的な展開の基礎とするため、青森県内におけるりんご栽培面積について、衛星画像データをAI解析するデジタル調査手法を実証することとし、当該業務を運営する受注者を下記により選定するものである。

## 2 業務期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

## 3 業務内容

本業務の受注者は、衛星画像データの活用によるりんご栽培面積調査の実装の可能性について実証するため、次の業務を行う。

なお、本業務に必要な解析対象地域のりんご園地のデータ（農地台帳の地番・面積に、りんごの栽培状況を付記した資料を想定）については県が提供する。また、その他必要な項目については受注者と協議の上決定する。

### (1) 実証地の選定

実証地は、青森県弘前市相馬地区（旧青森県南津軽郡相馬村 103.54km<sup>2</sup>）とする。

（○りんごの栽培状況（2020農林業センサス）  
栽培経営体数：316経営体 栽培面積：60,851a）

### (2) 衛星画像データの取得及び解析

#### ア 衛星画像データの取得

(ア) 使用する衛星画像データは、開廃園により変動する栽培面積を毎年次に把握するという目的に照らし、対象地域を網羅し、りんごとその他樹木の判別を可能とする50cmメッシュ若しくはそれ以上の高解像度画像を調達すること。

(イ) 撮影時期は、原則として契約締結日から令和8年8月までとする。ただし、衛星事業者の運用状況等、受注者の責めに帰することができない事由により当該期間内の画像取得が困難な場合は、県と協議する。

(ウ) 取得した衛星画像データは、業務報告書への添付が不要である。

#### イ 衛星画像データの解析

実証地について、上記(2)アの衛星画像データと県が提供するりんご園地情報データを活用し、以下の業務を行う。

(ア) りんご栽培園地（マルバ栽培、わい化栽培、高密植栽培別）を解析するモデルの構築、及び各地域（小字単位等）における栽培面積の推計。

(イ) 上記(ア)の結果に基づき、衛星画像データを用いた栽培方式別の精度を評価し、本手法の実用性等を検証。

## ウ 実装化に向けた検討

(ア) 上記(2)イの結果に基づいて、解析の精度を整理する。

(イ) 判読困難な事例の要因・解決策を考察する。

(ウ) 今後、地域のりんご栽培面積を衛星画像データ解析により調査することに対して考察する。

なお、考察に当たっては、実証地の関係者(行政、農業委員会、JA等)へのヒアリングを実施し、手順及び留意点を整理する。

ヒアリングは原則として対面で行うこととし、具体的な実施日や実施方法は、県が受注者と協議の上、決定するもので、受注者の旅費等は委託業務の対象経費に含めるものとする。

### (3) 業務報告書の作成

受注者は、上記(2)の内容を業務報告書として取りまとめることとし、県下全域の調査を想定した場合の衛星画像データの購入及び処理に要する経費見込み等を添付した上で、令和9年2月26日(金)までに提出する。

### (4) 留意事項

受注者は、事業実施にあたっては、県と定期的に打ち合わせることを。

## 4 委託業務の対象経費

「3業務内容」に掲げる業務を行うために必要な経費とする。ただし、次の経費は認めない。

- ・パソコン、OA機器、電話機、ソフトウェア等の購入経費
- ・5万円以上の物品(衛星画像データを除く)の取得経費
- ・飲食代

## 5 特記事項

(1) 受注者は、本事業を実施するに当たって、善良なる管理者の注意をもって処理し、その事業目的を達成するために効率的に運営する。また、個人情報の取扱いを適正に行い、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図る。

(2) 受注者は、本事業を実施するに当たって、事故や運営上の課題が発生した場合には、速やかに県へ報告する。

(3) 本事業に係る苦情等については、受注者が責任を持って対応する。

## 6 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、県と協議する。